

ウクライナ避難民の横浜市営住宅入居開始について

ウクライナ避難民の方（1世帯2人）が、横浜市営住宅へ入居を開始しますので、お知らせいたします。

その他、市営住宅一時使用のご相談をいただいている方々とも調整の上、引き続き入居をご案内していきます。

また、その後の生活を安定的に送れるよう関係部署とも連携をし、支援をまいります。

1 入居日

令和4年4月27日（水）

2 入居者

30歳代（女性）と10歳代（男性）

3 設備

市内企業等の皆様にご協力いただき、家具、家電、インターネット等の設備のサポートを行いました。

4 その他

今回、入居者のご意向により、住宅名の公表は控えさせていただきます。また、「この件での取材は、子供の安全上の理由からお断りさせていただきたい」とのご要望をいただいております。

【参考1】

市営住宅一時使用について

提供可能な住戸は、災害等により住居を失った方や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い解雇等をされ、住まいの確保が困難となった方を対象に、市営住宅の一時提供用として確保している112戸となります。

なお、それらの事由により、使用中の住戸が42戸あり、空き住戸数は70戸となっております。（令和4年4月25日現在）

【参考2】

市営住宅の外観および居室内の一例

〈外観〉



〈ダイニングキッチン〉



〈浴室 ユニットバスタイプ〉



〈浴室 バランス釜タイプ〉



お問合せ先

(市営住宅の提供について)

建築局市営住宅課長

小野 慶一

Tel 045-671-2903

(ウクライナ避難民支援メニュー全般について)

国際局国際連携課欧州米州担当課長 江成 政義

Tel 045-671-4721